

落札者決定基準(案)

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、企業団にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、提案内容の評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価方式を採用し、「総合評価点数」の最も高い入札者を落札者とする。

(1) 技術点

別添「技術評価項目及び評価基準」に基づき提案内容の評価し、後に示す算出式に基づき、「技術点」を与える。

なお、技術点の満点は 700 点とする。

(2) 価格点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格点」を与える。

なお、価格点の満点は 300 点とする。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（＝総合評価点数）が最も高い者を落札者とする。

また、合計点数の満点は、1,000 点（技術点 700 点＋価格点 300 点）とする。

(4) 総合評価点数が最も高い者が複数ある場合の対応

総合評価点の最も高い者が複数あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

2 技術点の算出方法

(1) 配点の考え方

各評価項目（大項目）に配分する得点は下表のように設定する。

評価項目（大項目）		比重(%)	配点
1	業務実施方針に関する事項	10	700
2	業務体制に関する事項	18	
3	業務履行に関する事項	38	
4	コンプライアンスに関する事項	18	
5	緊急時対応に関する事項	10	
6	社会（地域）貢献に関する事項	6	
合計		100	700

(2) 各評価項目の評価点

提案書の記述内容により、0、2、3、4、5点の5段階評価とする。また、5段階評価の目安は次のとおりとする。

評価の目安	評価点
特に優れている	5
優れている	4
良	3
可	2
劣る	0

(3) 各評価項目の重み

評価項目ごとに、重要度に応じて「1」から「3」までの重みを設定する。

(4) 評価項目の得点

評価項目ごとの評価点に各評価項目の重みを乗じて得た点を評価項目の素点とする。

(5) 技術点に係る得点

技術点に係る得点については、当該獲得素点^{※1}を最高獲得素点^{※2}で除し、700点を乗じたものである。

$$\text{技術点} = 700 \times (\text{当該獲得素点}^{\ast 1} / \text{最高獲得素点}^{\ast 2})$$

※1 当該獲得素点とは、「各評価項目の評価指標に基づく獲得点」と「重み」の積を合計したものをいう。

※2 最高獲得素点とは、入札参加者が獲得した素点の合計のうち最も高いものをいう。

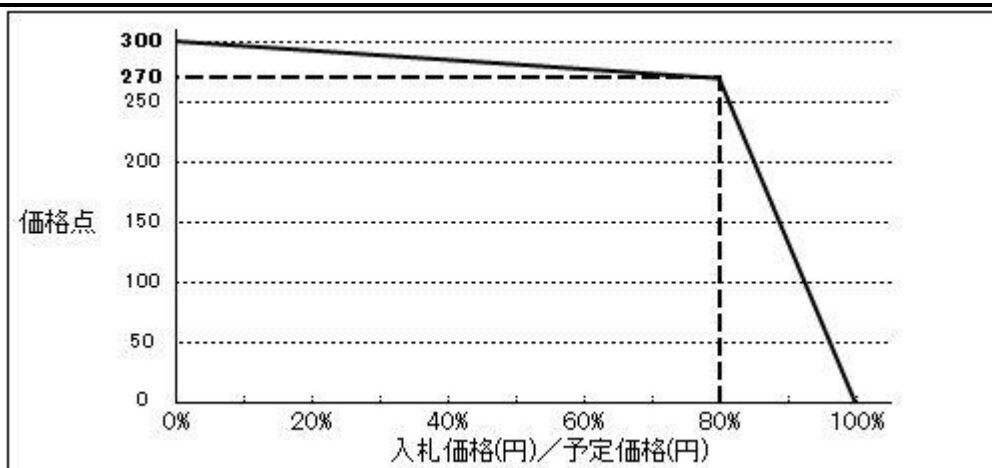
3 価格点の算出方法

価格点は、入札価格に基づき、次により算出する。

(入札価格/予定価格)の値が

80%以上の場合 価格点 = $\{1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})\} \times 1,350$

80%未満の場合 価格点 = $\{1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})\} \times 37.5 + 262.5$



ただし、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。